

幼稚園施設整備指針 新旧対照表

幼稚園施設整備指針（改正前）	幼稚園施設整備指針（改正後）
<p>第1章 総則</p> <p>第2節 学校施設整備の課題への対応</p> <p>第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備</p> <p>3 <u>耐震性の確保</u></p> <p>(1)地震発生時において、幼児等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="margin-top: 100px;">（新設）</p> <p>(2)幼稚園施設は、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすこと</p>	<p>3 <u>地震、津波等の災害に対する安全性の確保</u></p> <p>(1)地震発生時において、幼児等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、<u>非構造部材も含め、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。</u></p> <p><u>(2)幼稚園施設が、津波等*による被害が予想される地域に立地している場合においては、幼児等が津波等から緊急避難場所*へ安全に避難できるよう、周辺の高台や津波避難ビルへの避難経路*の確保又は園舎等建物の屋上や上層階への避難経路の確保を検討し、実施することが重要である。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>これらの対策によって安全性が確保できない場合においては、高台への移転又は高層化*を検討し、実施することが重要である。</u></p> <p><small>※津波等・・・津波、洪水、高潮等及びこれらに起因する火災</small></p> <p><small>※緊急避難場所・・・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4関係）</small></p> <p><small>※避難経路・・・ある場所から避難目標地点まで最短時間で、かつ安全に到達できる道筋。一方、避難路とは、避難経路となる道路、通路、避難階段そのものをいう。</small></p> <p><small>※津波等対策における高層化・・・園舎等建物の屋上や上層階を幼児等の緊急避難場所とするために、他の公共施設との複合化等により、本来、教育機能として必要な階数以上の階を有する建物を整備することをいう。</small></p> <p><u>(3)園地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、幼児等が園舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該場所が想定される津波等の水位以上の高さとする、当該場所までの有効な避難経路を確保すること及び当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないものであることが重要である。</u></p> <p>(4)幼稚園施設が、地震等の災害時に地域の避難所*となる場合は、このために必要となる機能も計画す</p>

幼稚園施設整備指針（改正前）	幼稚園施設整備指針（改正後）
<p>から、このために必要となる機能も計画することが重要である。</p>	<p>ることが重要である。</p>
<p>（新設）</p>	<p>※避難所・・・災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設（災害対策基本法第49条の7関係）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>(5)幼稚園施設の防災対策は、運営体制や訓練等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、防災担当部局、学校設置者、幼稚園、自主防災組織、地域住民等と連携しながら取組を進めることが重要である。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>(6)施設自体が防災教育の教材として活用されるよう、各所に標高表示を設置する等、日頃から幼児等に津波等災害の危険性の意識づけを考慮して計画することが重要である。</u></p>
<p>5 施設のバリアフリー対応</p>	
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2)幼稚園の教育活動への地域の人材の受入れなど様々な人々が幼稚園教育に参加すること、地域住民が生涯学習の場として利用すること、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割を果たすこと等、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。</p>	<p>(2)幼稚園の教育活動への地域の人材の受入れなど様々な人々が幼稚園教育に参加すること、地域住民が生涯学習の場として利用すること、地震等の災害時に地域の避難所となるものもあること等、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。</p>
<p>(3)～(4) (略)</p>	<p>(3)～(4) (略)</p>
<p>第3節 幼稚園施設整備の基本的留意事項</p>	
<p>1 総合的・長期的な視点からの計画の策定</p>	
<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>
<p>(3)増築、<u>一部改築、改修、補強等の場合も、幼稚園施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から計画することが重要である。</u></p>	<p>(3)増築、<u>改築、改修等の場合においても、幼稚園施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から計画し、これに基づき、計画的に実施することが重要である。</u></p>
<p>4 長期間有効に使うための施設整備の実施</p>	
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(4)改築より工事費を抑えながら改築と同等の教育環境を確保でき、排出する廃棄物も少ない長寿命化改修※を積極的に取り入れていくことが重要であ</u></p>

幼稚園施設整備指針（改正前）	幼稚園施設整備指針（改正後）
<p>第2章 施設計画 第1節 園地計画 第1 園地環境 4 教育上ふさわしい環境</p> <p>(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の営業所が周辺に立地していないことが重要である。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2節 配置計画 第2 配置構成 (1)～(8) (略) (新設)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>第3章 園舎計画 第1 基本的事項 3 安全かつ円滑な動線に配慮した計画 (1)～(3) (略) (4)可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、遊戯室等多人数を同時に収容する空間を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の避難動線を確保する等、その避難動線の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>(5) (略) (6)3歳児や障害のある幼児の日常の動線や避難動線に十分配慮して計画することが重要である。 (新設)</p>	<p>る。</p> <p>※長寿命化改修・・・物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法。</p> <p>(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(1)～(8) (略) (9)津波等の対策のために高層化することも有効である。この場合は、他の公共施設と複合化することも有効である。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(1)～(3) (略) (4)可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、遊戯室等多人数を同時に収容する空間を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の避難経路を確保する等、その避難経路の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>(5) (略) (6)3歳児や障害のある幼児の日常の動線や避難経路に十分配慮して計画することが重要である。 (7)津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビル、園舎等の屋上等までの避難経路を可能な</p>

幼稚園施設整備指針（改正前）	幼稚園施設整備指針（改正後）
<p>(新設)</p> <p>第2 保育空間 2 遊戯室 (1)空間構成, 位置等 ①～③ (略) (新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 共通空間 2 廊下, 階段等 (1) (略) (2)面積, 形状等 ①必要な照度を確保し, 過度の混雑を生じることのない安全な幅, 形状等とすることが重要である。特に, <u>吹抜け等に面した階段では, 墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。</u></p> <p>(①より分離, 移動)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>第4章 園庭計画 第1 基本的事項 1 教育環境の向上</p>	<p><u>限り短縮するよう計画することも有効である。</u></p> <p><u>(8)園舎等建物の屋上や上層階に津波等からの緊急避難場所が配置される場合においては, 想定される津波等の水位以上の高さにすることが重要である。</u> <u>なお, 園舎等の上層階を緊急避難場所とする場合も, 段階的な避難を可能とするため, 屋上への避難階段を整備しておくことが望ましい。</u></p> <p>(1)空間構成, 位置等 ①～③ (略) <u>④津波等災害時に, 遊戯室を緊急避難場所として利用するために, 上層階に計画することも有効である。その場合には, 日常の教育活動に支障を生じない動線計画とするとともに, 避難者が円滑に避難できるよう階段の位置等を計画することが重要である。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>①必要な照度を確保し, 過度の混雑を生じることのない安全な幅, 形状等とすることが重要である。</p> <p><u>②階段は, 幼児が安全に昇降することができるよう, 段差の寸法や手すりの位置, 床面の素材などに配慮することが重要である。</u></p> <p><u>③吹抜け等に面した階段では, 墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。</u></p> <p>④～⑥ (略)</p>

幼稚園施設整備指針（改正前）	幼稚園施設整備指針（改正後）
(1)幼児期の心身の発達，人体寸法，動作寸法，行動特性等を勘案して，幼児が自発的，自主的な活動を展開できるように，防災性，防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し，設計することが重要である。	(1)幼児期の心身の発達，人体寸法，動作寸法，行動特性等を勘案して，幼児が自発的，自主的な活動を展開できるように，防災性，防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し，設計することが重要である。 <u>特に，屋外に避難路※を計画する場合においては，過度の混雑を生じることのない安全な幅，形状とするとともに，滑りにくい仕上げとすることが重要である。</u>
(新設)	※避難路・・・避難する際に通行する道路，通路，階段そのもの。 一方，避難経路は，ある場所から避難目標地点まで最短時間でかつ安全に到達できる道筋を言う。
(新設)	<u>(2)津波等災害時の緊急避難場所への避難路は，車いすの利用者等の利用も踏まえ，スロープとすることが望ましい。この場合に，周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることが望ましい。</u>
(2)～(8) (略)	<u>(3)階段やスロープの上り口に，車いすの利用者などによる滞留が生じないように，十分な面積の上り口を確保することが望ましい。</u>
第6 門，囲障等	(4)～(10) (略)
1 門	(1) (略)
(1) (略) (新設)	<u>(2)津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビルまでの避難経路が短縮される位置に門を設置することも有効である。</u>
(2)～(8) (略)	<u>(3)～(9) (略)</u> <u>(10)緊急避難場所や避難所となる場合においては，緊急避難場所等である旨及び避難経路をわかりやすく示す案内図やサインを設置することが重要である。</u>
第5章 詳細設計 第1 基本的事項 1 安全性を重視した設計	(1)～(3) (略)
(1)～(3) (略)	(4)地震，暴風時等における天井，照明等の脱落，破損や家具の転倒，落下の防止，経年・老朽化による
(4)地震，暴風時等における家具の転倒，落下や経年・老朽化による仕上げ材の落下を防止するため，	破損や家具の転倒，落下の防止，経年・老朽化によ

幼稚園施設整備指針（改正前）	幼稚園施設整備指針（改正後）
<p><u>適切な仕様、工法とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じるよう設計することが重要である。</u></p> <p>第2 内部仕上げ 3 天井，壁等 (1)剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。 (2)～(9)（略）</p> <p>第3 開口部 1 共通事項 (1)（略） (2)幼児等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して<u>破壊、脱落等</u>することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、幼児の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。 (3)～(6)（略）</p> <p>第4 外部仕上げ 3 屋根，外壁等 (1)剥落するおそれのない工法とすることが重要である。 (2)～(6)（略）</p> <p>第6 その他 2 手すり (1)（略） (2)廊下・階段等の手すりは、幼児が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離</p>	<p><u>る仕上げ材等の落下の防止など、非構造部材等の安全性を確保するため、適切な設計、仕様、工法とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じることが重要である。</u></p> <p>(1)剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。<u>特に、地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。</u> (2)～(9)（略）</p> <p>(1)（略） (2)幼児等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して<u>脱落、破損等</u>することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、幼児の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。 (3)～(6)（略）</p> <p>(1)剥落するおそれのない工法とすることが重要である。<u>特に、地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。</u> (2)～(6)（略）</p> <p>(1)（略） (2)廊下・階段等の手すりは、幼児が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離</p>

幼稚園施設整備指針（改正前）	幼稚園施設整備指針（改正後）
<p>や手すりの支持部分の位置，形状等に留意して計画することが重要である。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>第6章 構造設計 第1 基本的事項 1 安全性 (1)（略） (2)地震時に，人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう，設計地震力を割増して設計する等，耐力計算に余力をもたせた設計とすることが重要である。</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>第2 上部構造 （新設）</p> <p><u>5</u> その他 (1)～(2)（略） （新設）</p> <p>第8章 設備設計 第1 基本的事項 3 機能性</p>	<p>や手すりの支持部分の位置，形状等に留意して計画することが重要である。<u>なお，幼児の体格を踏まえ，二段手すりを整備することも有効である。</u></p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(1)（略） (2) 地震時に，人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう，設計地震力を割増して設計する等，耐力計算に余力をもたせた設計とすることが重要である。<u>また，天井や照明器具等の非構造部材について，落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。</u></p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p><u>5 洪水，高潮，津波に対する設計</u> <u>園地に津波等による被害が予想され，津波等に対する安全対策として，幼児等が園舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては，当該建物が津波等により生ずる水圧，波力，振動，衝撃その他の予想される事由により当該建物に作用する力によって損壊，転倒，滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであることが重要である。</u></p> <p><u>6</u> その他 (1)～(2)（略） (3)<u>天井や照明器具等の非構造部材について，落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。</u></p>

幼稚園施設整備指針（改正前）	幼稚園施設整備指針（改正後）
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)必要に応じ，地震災害時における飲料水，電源等を確保するため，貯水槽や自家発電設備，<u>避難住民のための便所等</u>について計画することも有効である。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)必要に応じ，<u>災害時</u>における飲料水，電源等を確保するため，貯水槽や自家発電設備，<u>避難者のための便所等</u>について計画することも有効である。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第2 照明設備</p> <p>3 屋外照明設備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)<u>防犯</u>を目的として園地周辺部，園舎周囲等を照明する常夜灯を設置することも有効である。</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>防犯や防災</u>を目的として園地周辺部，園舎周囲等を照明する常夜灯を設置することも有効である。</p> <p>(4)<u>避難路については，夜間等に停電した場合においても安全に避難できるよう照明等を計画することが望ましい。</u></p>
<p>第4 情報通信設備</p> <p>1 音声系設備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)<u>非常時に幼児等の速やかな避難行動を促すことができるよう，停電時にも対応できる園内放送設備を整備することが重要である。</u></p> <p>(4) (略)</p>
<p>3 情報系設備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)<u>災害情報を入手するため，防災行政無線の受信装置を備えておくことが重要である。</u></p> <p>(5)<u>非常時においては，安否確認や救援要請など，外部との連絡が必要となることから，行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を整備しておくことが有効である。なお，津波等の災害により孤立する可能性がある場合には，救助を求めるための情報通信機能を緊急避難場所に持ち出して使えるようにしておくことが重要である。</u></p>
<p>第8章 防犯計画</p>	

幼稚園施設整備指針（改正前）	幼稚園施設整備指針（改正後）
<p>第3 建物の防犯対策</p> <p>3 避難経路</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)通常の施錠管理を確実にを行うとともに、火災や地震等の避難時には内側から簡単に解錠できる構造にも留意することが望ましい。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2)避難経路に設ける出入口は、通常の施錠管理を確実にを行うとともに、火災や地震等の非常時には、夜間や休日であっても通行可能となる計画とすることが重要である。</p>